

令和7年度第6回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年9月17日(水) 午後3時00分～午後3時29分

場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員)段野委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員

(使側委員)藍原委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- (1) 令和7年9月1日付けで答申された改正徳島県最低賃金に係る意見の要旨を公示したところ、公示された期間内に異議申出があったことから異議申出に係る審議の諮問が行われた。
- (2) 異議の申出は徳島県労働組合総連合からの1件であり、文書その他、意見陳述の申出があったことから委員の了承を得て意見陳述が行われた。
- (3) 異議の申出以外に徳島県中小企業家同友会等からの意見書の提出が行われたことから事務局より概要紹介が行われた。
- (4) 異議申出の審議に関して委員より以下のとおり意見が述べられた。

労側

- 今年の審議も去年とは違う意味で難航といいますか悩みながらの審議であった。

最終的な金額で労使の意見が割れて、労側としては金額の上乗せを重視する代わりに発効日については譲歩する、ということで労使双方が歩み寄り、全会一致で合意に至ったものであり、今年の審議結果については、これで良かったと考えている。

使側

- 異議申出書の内容を確認しましたが、いずれの事項も審議の中で意見を出し尽くした内容のもの、若しくは法律改正に関わるものであるため、却下すべきと考えている。

- (5) 以上の意見を受けて、会長より「いずれの異議の内容についても、これまでの審議の中で議論されてきた論点であることや、議論の結果、公・労・使の全会一致で決定したものであることの重みを鑑みると9月1日の答申どおりとすることが適当である。」との意見の取りまとめが行われ、全会一致で採択され、同旨の答申が行われた。

(6) 改正された最低賃金に関して次のとおり意見が述べられた。

使側

○ 今回の最賃は引上げ額が66円で1,046円と大幅な引上げとなること、発効日が来年の1月1日であり、準備期間もあることから、労働局には十分な周知啓発を行っていただくことを是非お願いしたい。

(事務局(労働局)より例年と異なり発効日までの日数の余裕があるため、しっかりと周知を図っていく旨の回答がなされた。)

(7) 局長より審議会委員へのお礼の挨拶が行われて閉会。